



## 相談担当弁護士紹介申込書 (兼 相談担当弁護士による相談実施報告書)

私（弊社）は、日弁連中小企業国際業務支援弁護士紹介制度により法律相談を行う弁護士（以下「相談担当弁護士」といいます。）の紹介を申し込みます。

私は、相談担当弁護士による法律相談及びその後の案件委任に関し、裏面の重要事項説明書を読みました。また、提供する個人情報は日本弁護士連合会及び相談担当弁護士の所属する単位弁護士会（以下「弁護士会」と総称します。）が本制度による事業を行う範囲内で利用し、相談担当弁護士及び弁護士会において共有することに同意します。

日本弁護士連合会 御中

申込日 年 月 日

FAX: 03-3580-9840

紹介機関 (団体・担当者)	紹介機関・団体の名称		紹介アドバイザーの氏名等	
	TEL			

フリガナ					
申込事業者の名称					
住所 連絡先		TEL		FAX	
		メールアドレス			
フリガナ				部署・役職	
実際に相談される方のお名前					
事業概要	業種・業態	資本金額	従業員数	売上高	
		<input type="checkbox"/> 農業・林業 <input type="checkbox"/> 漁業 <input type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 鉱業・採石業・砂利採取業 <input type="checkbox"/> 電器・ガス・熱供給・水道業 <input type="checkbox"/> 情報通信業 <input type="checkbox"/> 運輸業, 郵便業 <input type="checkbox"/> 卸売業・小売業 <input type="checkbox"/> 金融業・保険業 <input type="checkbox"/> 不動産業・物品賃貸業 <input type="checkbox"/> 学術研究, 専門・技術サービス業 <input type="checkbox"/> 宿泊業・飲食サービス業 <input type="checkbox"/> 生活関連サービス業・娯楽業 <input type="checkbox"/> 教育・学習支援業 <input type="checkbox"/> 医療・福祉 <input type="checkbox"/> 複合サービス業 <input type="checkbox"/> 上記以外のサービス業 <input type="checkbox"/> 公務(他に分類されるものを除く) <input type="checkbox"/> 分類不能の産業			
相談事項の概要	相談の対象となる国名(地域)	<input type="checkbox"/> 中国 <input type="checkbox"/> 台湾 <input type="checkbox"/> 香港 <input type="checkbox"/> 大韓民国 <input type="checkbox"/> ベトナム <input type="checkbox"/> マレーシア <input type="checkbox"/> シンガポール <input type="checkbox"/> タイ <input type="checkbox"/> カンボジ <input type="checkbox"/> インドネシア <input type="checkbox"/> インド <input type="checkbox"/> フィリピン <input type="checkbox"/> バングラデシュ <input type="checkbox"/> ミャンマー <input type="checkbox"/> その他(具体的に:			
	相談事項	<input type="checkbox"/> 契約書の作成又はレビュー <input type="checkbox"/> 現地法人設立等に関する各種手続 <input type="checkbox"/> 現地従業員の雇用・労働問題 <input type="checkbox"/> 知的財産権の保護 <input type="checkbox"/> 海外で発生した法的トラブルの解決 <input type="checkbox"/> 上記以外の法律問題 <input type="checkbox"/> その他( )			
	相談したい具体的内容 (欄が足りない場合は適宜別紙などにご記載下さい。)				
紹介機関(団体)以外で、相談した機関の有無		<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり(機関・団体等の名称: )			
<input type="checkbox"/> 重要事項(御利用時の注意事項)の説明を受け、内容を確認しました。					

※弁護士記載欄	相談実施日	年 月 日	担当弁護士名	所属弁護士会	
	相談事項	<input type="checkbox"/> 上記のとおり <input type="checkbox"/> その他( )			
	相談概況	相談時間		相談実施結果	
		時間	分	<input type="checkbox"/> 終了 <input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 受任 <input type="checkbox"/> その他( )	
対応結果の概要	<p style="text-align: center;"><b>【当てはまる方に○を付けてください。】</b>  <b>初回相談は 有料 ・ 無料</b></p>				
※日弁連記載欄	日弁連整理番号	年 月 日( : )	配点	配点者	
	担当弁護士名:		(登録番号)		

# 重要事項説明書

～日弁連中小企業国際業務支援弁護士紹介制度を御利用にあたってよくお読みください～

日本弁護士連合会(日弁連)

## 1 日弁連中小企業国際業務支援弁護士紹介制度の概要について

- (1) 本制度は、海外への事業展開（海外相手先との各種契約、海外の販売代理店や生産工場への業務委託、海外での支店設置・子会社設立など）を実施又は検討されている中小企業に対し、次に掲げる業務（サービス）を提供する弁護士を紹介するものです。
- (2) 弁護士が提供する業務（サービス）は、日本弁護士連合会（以下「日弁連」という。）が紹介を行った弁護士（以下「担当弁護士」という。）がその責任において行うものであり、日弁連が、その結果について責任又は義務を負うものではありません。
- (3) 本制度で担当弁護士が取り扱う業務（サービス）の範囲は、原則として総処理時間が10時間以内（初回30分の無料部分を除く）で、かつ、海外の現地弁護士等の関与を要せず、日本国内で対応可能な範囲のもので、次の①乃至③に記載のものとなります（現地法に関する調査は、個別案件によって対応できる場合とできない場合があります。詳しくは相談の際に担当弁護士にご確認ください。）。
  - ① 海外進出の計画策定段階若しくは手続遂行段階における現地法人の設立等の手続、合弁若しくは事業提携の相手方との契約締結、現地従業員の雇用、知的財産権の保護等海外で事業を展開する際やその他国際業務を遂行するに当たり問題を生じやすい事項について注意を喚起し、一般的な防止策を提案し、又は個別具体的な法律上の問題に関し助言する業務。
  - ② 依頼に基づき、外国企業又は在外資系企業と締結する売買契約、販売代理店契約、ライセンス契約、合弁契約、製造委託契約等の契約書、合意書等の書面（簡易なものに限る。以下「契約書等」という。）を作成する業務（これらの契約の相手方から提示された契約書等の文案を点検することを含む。）。
  - ③ 依頼に基づき、国際業務に関して生じた紛争について紛争の初期段階において解決課題を整理すること並びに紛争解決の過程において情報収集を支援し、事案を分析して法的問題点を抽出し、紛争解決のための一般的手法を教示し、及び現地の弁護士に対して相談者又は委任者の意図を正確に伝達し、取り次ぐ業務（ただし、現地の弁護士を紹介することは本制度の対象業務の範囲外になります。）。
- (4) 原則として、担当弁護士が業務（サービス）を提供いたしますが、担当弁護士の判断で、他の弁護士を補助者として利用する場合があります。

## 2 弁護士報酬等について

この制度で紹介された弁護士の報酬額（実費を除く）は、30分毎に10,000円（税抜）の時間制報酬です。お支払いは担当弁護士に直接お願いします。

- ※ ただし、初回法律相談の30分間については無料です。
- ※ 執務累積時間において、30分未満の端数が生じた場合は30分として、切り上げ計算をいたします。
- ※ 上記の報酬額は、原則として10時間まで（初回30分間無料の部分を除く）の相談又は処理業務についての報酬基準になります。

10時間を超える内容のご依頼につきましては、各担当弁護士が通常業務を行う場合の報酬基準になります。具体的な案件の処理を希望される場合には、あらかじめ10時間を超過した場合の報酬基準（時間制報酬の場合には時間単価及び処理にかかる見込総時間数）等の確認をした上で、委任契約を結んでください。

- ※ 実費〔収入印紙代、郵便切手代、謄写料、交通費、通信費、翻訳費、外注調査費（海外の現地弁護士等に調査等を依頼する場合の報酬費用を含む）及びこれらに準ずるもので、弁護士が委任事務処理を行う上で支払の必要が生じた費用〕については、報酬とは別に発生しますので、担当弁護士と、あらかじめ、よく御相談下さい
- ※ 事案により、報酬及び実費につき、あらかじめ一定の金額を担当弁護士にお預けいただくことがございます。

## 3 個人情報及び相談・委任事項に関する情報の取り扱い

この制度で提供いただいた個人情報及び相談・委任事項等に関する情報は、所定の報告書の形式で日弁連及び担当弁護士が所属する弁護士会に第三者提供されます。日弁連及び弁護士会では、提供された情報はプライバシーポリシーその他関連諸規定に従い厳重に管理いたします。また、提供された情報は、統計的に処理・分析し、その結果を個人や団体が特定されないような状態で公表することがあります。

※上記内容を御確認いただきましたら、申込書の所定欄にチェックをお願いいたします。